

持続化補助金に関する Q&A H26.04.01 版

1. 第1次公募要領の外注費及び委託費の「補助金額の50%が上限とします」の解釈について

→ 第1次公募要領の外注費・委託費の「補助金額の50%が上限とします」については、他の対象経費科目との連立方程式で50%に収めるということから、50%規制のかかっていない他の対象経費科目に係る補助金と同額で頭打ちにする考え方となります。

そのため、下記計算例のとおり同じ補助対象経費額であっても、その内訳によって、補助金額が大きく異なることとなります。

また、1次公募1次締め切り分では補助対象経費が外注費または委託費の1科目しかない場合には補助金額は0円となってしまうため、要件を満たさず資格審査で不採択となります。

※外注先に機材の手配も含めて発注・契約する場合は全て外注費に該当しますが、補助事業者が自ら機材を購入し、これを設置等する業務のみを発注・契約する場合は、機材購入は機械装置等に、設置等する業務の外注は外注費にそれぞれ該当させることができますので、可能な限りご対応下さい。

2次締め切り分からは、外注費または委託費の1科目しかない場合でも申請可能となる見込みです、1次締め切りで外注費のみの申請の場合は上記※のご対応か2次締め切りへ回るかご検討下さい。

記

【補助対象経費額が合計60万円とすると】

(1) 外注費60万円、その他経費0円の場合：

その他経費の補助金額	0円
外注費の補助金額	0円（その他経費と同額）
合計補助金額	0円

※資格要件を満たしていないため、1次締め切り分では申請できません。

(2) 外注費 0 円、その他経費 60 万円の場合：

その他経費の補助金額	40 万円
外注費の補助金額	0 円
合計補助金額	40 万円

※経費明細表への記載例（非課税事業者の場合）

経費区分	内容・必要理由	経費内訳	補助対象経費
〇〇費	600,000	600,000
外注費		0	0
	(1) 補助対象経費合計		600,000
	(2) 補助金交付申請額		400,000

(3) 外注費 30 万円、その他経費 30 万円の場合：

その他経費の補助金額	20 万円
外注費の補助金額	20 万円（その他経費と同額）
合計補助金額	40 万円

※経費明細表への記載例（非課税事業者の場合）

経費区分	内容・必要理由	経費内訳	補助対象経費
〇〇費	300,000	300,000
外注費	300,000	300,000
	(1) 補助対象経費合計		600,000
	(2) 補助金交付申請額		400,000

(4) 外注費 45 万円、その他経費 15 万円の場合：

その他経費の補助金額	10 万円
外注費の補助金額	10 万円（その他経費と同額）
合計補助金額	20 万円

※経費明細表への記載例（非課税事業者の場合）

経費区分	内容・必要理由	経費内訳	補助対象経費
〇〇費	150,000	150,000
外注費	450,000	450,000
	(1) 補助対象経費合計		600,000
	(2) 補助金交付申請額		200,000

以上